



## STクラウドバックアップサービス契約約款

平成30年1月1日

株式会社 STNet

## 目 次

### 第 1 章 総則

第 1 条	約款の適用	1
第 2 条	約款の変更	1
第 3 条	用語の定義	1

### 第 2 章 サービスの種別

第 4 条	サービスの種別	1
-------	---------	---

### 第 3 章 提供区域

第 5 条	提供区域	2
-------	------	---

### 第 4 章 契約

第 6 条	契約の単位	2
第 7 条	契約申込の方法	2
第 8 条	契約申込の承諾	2
第 9 条	提供開始日	2
第 10 条	契約容量超過の場合の措置	2
第 11 条	最低利用期間	2
第 12 条	契約内容の変更	2
第 13 条	権利譲渡の禁止	3
第 14 条	契約者が行う本契約の解除	3
第 15 条	当社が行う本契約の解除	3
第 16 条	その他の提供条件	3

### 第 5 章 契約者の義務

第 17 条	契約者の義務	3
第 18 条	アカウント及びパスワード等の管理	4
第 19 条	ソフトウェア等の管理	4
第 20 条	必要情報の提供	4
第 21 条	電子メールによる応答義務	4
第 22 条	通信設備等	4
第 23 条	技術基準の維持	4

### 第 6 章 ストレージ機器の提供等

第 24 条	ストレージ機器の提供	5
第 25 条	ストレージ機器の移転	5
第 26 条	ストレージ機器の故障等に伴う費用負担	5

### 第 7 章 付加機能

第 27 条	付加機能の提供	5
第 28 条	付加機能の最低利用期間	5
第 29 条	付加機能の解約	5

### 第 8 章 附帯サービス

第 30 条	附帯サービス	5
--------	--------	---

## 第9章 提供停止等

第31条	利用の一時中断	6
第32条	提供中止	6
第33条	提供停止	6
第34条	利用の制限	6
第35条	提供の廃止	7

## 第10章 料金等

第36条	料金及び工事や手続き等に関する費用	7
第37条	月額料金の支払義務	7
第38条	工事費の支払義務	8
第39条	料金の計算方法等	8
第40条	割増金	8
第41条	遅延損害金	8

## 第11章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第42条	ソフトウェアの著作権等	9
第43条	保管データの取り扱い	9
第44条	指定ソフトウェア	9
第45条	データ保管エリア等の初期化	9
第46条	運用管理・データの利用等	9
第47条	ソフトウェアの更新等	9
第48条	データ・ソフトウェア等の消去	9
第49条	解除時等のデータ・ソフトウェア等	9

## 第12章 保守

第50条	修理又は復旧の順位	10
------	-----------	----

## 第13章 損害賠償

第51条	賠償額の予定	10
第52条	免責	10
第53条	第三者利用	11
第54条	利用責任	11

## 第14章 雑則

第55条	お客さま情報の保護	11
第56条	承諾の限界	11
第57条	特約条項等	11
第58条	法令に規定する事項	12
第59条	第三者への委託	12

## 別記

1	氏名等の変更	14
2	契約者の地位の承継	14
3	契約者からのストレージ機器の設置場所の提供等	14
4	本サービスの禁止事項	14
5	管轄裁判所	16

6	新聞社等の基準	16
7	料金請求書等の発行	16
8	支払い証明書等の発行	16

<b>料金表</b>		<b>17</b>
------------	--	-----------

<b>附則</b>		<b>28</b>
-----------	--	-----------

# 第1章 総則

## (約款の適用)

**第1条** 当社は、このSTクラウドバックアップサービス契約約款（以下、「約款」といいます。）を定め、この約款に基づき、STクラウドバックアップサービス（付加機能及び附帯サービスを含みます。以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

## (約款の変更)

**第2条** 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

## (用語の定義)

**第3条** この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 STクラウドバックアップサービス	ストレージ機器やソフトウェア等を使用してデータセンター設備に契約者データのバックアップを行うサービス
2 STクラウドバックアップサービス契約	当社からSTクラウドバックアップサービスの提供を受けるための契約
3 契約者	当社とSTクラウドバックアップサービス契約を締結している者
4 提携事業者	本サービスを提供する上で当社が提携した別記8に記載する事業者
5 データ保管エリア	当社のデータセンター、又は提携事業者の契約先データセンターに用意する契約者データを保管するエリア
6 ストレージ機器	本サービスを提供する目的で契約者の施設内に当社が設置する機器
7 契約容量	契約者からの申込みを受け、当社が承諾した契約者が利用可能なデータ保管エリアの容量
8 提供ソフトウェア	本サービスの提供に際して、当社が契約者に提供するコンピュータプログラム等のソフトウェア
9 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

# 第2章 サービスの種別

## (サービスの種別)

**第4条** 本サービスには、次の種別があります。

種別	内容
タイプ1 (ラージタイプ)	契約者の施設内に当社提供の1のストレージ機器を設置し、契約者が自己のデータをストレージ機器にバックアップできる状態に保つとともに、更はそのデータをインターネット回線等を介して当社データセンター内のデータ保管エリアに保管するもの。

## 第3章 提供区域

### (提供区域)

**第5条** 本サービスの提供区域は、日本国内とします。

## 第4章 契約

### (契約の単位)

**第6条** 当社は、料金表に規定する1の細目ごとに1のSTクラウドバックアップサービス契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。契約者は、1の本契約につき1人に限ります。

### (契約申込の方法)

**第7条** 本契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 本サービスの種別及び細目
- (2) その他、本契約申込の内容を特定するための事項

### (契約申込の承諾)

**第8条** 本契約は、契約申込に対して当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、契約申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込者が第33条（提供停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの提供の停止を受けている、又は当社が行う本サービスを含むサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) その他、本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

### (提供開始日)

**第9条** 契約申込に基づき、当社が本サービスの工事を完了した日、又は当社がサービス開始したと定めた日を本サービスの提供を開始した日とします。

### (契約容量超過の場合の措置)

**第10条** 契約者は、契約容量を超えたデータの保管はできません。ただし、データ保管エリアからのデータ削除等を行い、利用容量が契約容量以下になった場合、又は利用容量に見合った契約変更の手続きを行った場合は、データの保管ができるようになります。

2 契約者は、料金表に定める契約容量の最大値を超えて契約することはできません。

### (最低利用期間)

**第11条** 本サービスについては、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。

2 契約者は、前項の最低利用期間内に本契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。

### (契約内容の変更)

**第12条** 当社は、契約者から請求があったときは、第7条（契約申込の方法）の規定に準じて契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### （権利譲渡の禁止）

**第13条** 契約者は、別記2に定める場合を除いて、本サービスの提供を受ける権利等サービス契約上の権利を第三者に譲渡することはできません。

#### （契約者が行う本契約の解除）

**第14条** 契約者は、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社に書面により通知していただきます。

#### （当社が行う本契約の解除）

**第15条** 当社は、第33条（提供停止）の規定により本サービスの提供を停止された契約者が、その事実を解消しないときは、本契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第33条（提供停止）第1項及び第2項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第33条（提供停止）の規定にかかわらず、本サービスの提供停止をしないで本契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本契約を解除することがあります。

4 当社は、前3項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

5 契約の解除による契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対しては、当社は損害賠償責任を含む一切の責任を負いません。

#### （その他の提供条件）

**第16条** 本契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

## 第5章 契約者の義務

#### （契約者の義務）

**第17条** 契約者は、次のことを守っていただきます。

（1）違法に、又は公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこと。

（2）当社の設備に無権限でアクセスし、その利用もしくは運営に支障を与える行為をしないこと。

2 契約者は、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無及びその他一切の紛争について、契約者自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

3 契約者は、本サービスで使用するコンピュータプログラムなどに係るライセンス許諾契約等を遵守するものとし、利用において発生する一切の紛争について、契約者自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

4 当社は、前3項の規定によるほか、契約者の行為が別記5に定める規定に該当する行為であると当社が判断した場合は、利用に係る契約者の義務に違反しているものとみなします。

5 契約者は、本条第1項及び第4項の規定に違反して当社設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

6 契約者は、前5項の規定の適用については、契約者が本サービスを利用して提供するサービス等を利用する第三者の行為についても、契約者が行ったものとして当社に対して責任を負っていただきます。

7 契約者は、本サービスを利用できなくなったと判断した場合には、契約者の設備に故障が無いことを確認のうえ、当社に修理及び改善の請求を行っていただきます。また、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が契約者の設備にあった場合は、契約者にその派遣に要した費用を負担していただく場合があります。

8 契約者は、前7項の規定のほか、本サービスを自らの責任において利用するものとします。

### (アカウント及びパスワード等の管理)

- 第18条** 契約者は、本サービスにて提供されるアカウント及びパスワード等を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、もしこれらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えた場合には、契約者はその損害を賠償するものとします。
- 2 当社は、アカウント及びパスワード等の漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
  - 3 契約者は、アカウント及びパスワード等が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
  - 4 当社は、アカウント及びパスワード等の漏洩を原因とする不正使用が発生した場合は、強制的にパスワードを変更することがあります。パスワードを変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

### (ソフトウェア等の管理)

- 第19条** 契約者は、提供ソフトウェアの利用について、以下の条件を守るものとします。
- (1) 提供ソフトウェアを本サービスを利用する目的以外に使用しないこと。
  - (2) 当社の事前の承諾なく提供ソフトウェアを複製しないこと。
  - (3) 提供ソフトウェアを改変等しないこと。
  - (4) 提供ソフトウェアに対しリバースエンジニアリングを行わないこと。
  - (5) 本契約により知り得た提供ソフトウェアに関する全ての情報を第三者に漏洩しないこと。
  - (6) 契約者は、提供ソフトウェアを第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと。
  - (7) 提供ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること。
  - (8) 本契約の解除があったときは、提供ソフトウェアをただちに消去すること。
  - (9) 提供ソフトウェアの利用に関し、第42条(ソフトウェアの著作権等)の規定を遵守すること。
- 2 前項の規定に違反して、当社又は第三者に損害を与えた場合には、契約者は、当社又は第三者に対し、損害を賠償するものとします。

### (必要情報の提供)

- 第20条** 契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。
- 2 当社は、契約者に対し必要に応じて本契約に関する契約者の機器・情報・資料等の提供を求めることができるものとし、契約者はそれに応じるものとします。

### (電子メールによる応答義務)

- 第21条** 契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼があった場合には、それに対して遅滞なく応答を行うこととします。
- 2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。

### (通信設備等)

- 第22条** 契約者は、当社が提供するもののほか、契約者の費用と責任において本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、通信役務サービス契約、その他これらに付随して必要となるすべての機器及びサービスを準備するものとします。
- 2 契約者からのストレージ機器の設置場所の提供等については、別記3に定めるところによります。

### (技術基準の維持)

- 第23条** 契約者は、当社が当社ホームページ等において定める技術的条件を遵守するものとします。

## 第6章 ストレージ機器の提供等



#### (ストレージ機器の提供)

**第24条** 当社は、タイプ1の契約者に対してストレージ機器を提供します。

- 2 契約者は、使用上の注意事項を厳守してストレージ機器を維持管理するものとします。
- 3 契約者は、必要に応じて行う場合があるストレージ機器の交換、バージョンアップ作業等の実施に同意し、協力するものとします。

#### (ストレージ機器の移転)

**第25条** 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供するストレージ機器の移転を行います。

- 2 前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 3 第1項の移転に係る工事費は、契約者に支払っていただきます。

#### (ストレージ機器の故障等に伴う費用負担)

**第26条** 当社は、契約者からの請求などにより、当社が提供するストレージ機器に異常を確認した場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。

- 2 契約者は、契約者の故意又は過失によりストレージ機器に故障または損傷が生じた場合は、この修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

## 第7章 付加機能

#### (付加機能の提供)

**第27条** 当社は、契約者から請求があったときは、本契約について、次の場合を除き、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等、本サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

#### (付加機能の最低利用期間)

**第28条** 付加機能には、最低利用期間を設ける場合があります。

- 2 前項の最低利用期間については、料金表に定めるところによります。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の解約があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。

#### (付加機能の解約)

**第29条** 当社は、次の場合には付加機能を解約します。

- (1) その付加機能の提供を利用している契約者から解約の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表に規定する提供条件を満たさなくなったとき。
- (3) その他、技術的条件等により当社が付加機能を提供できなくなったとき。

## 第8章 付帯サービス

#### (付帯サービス)

**第30条** 本サービスに関する付帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

## 第9章 提供停止等

### (利用の一時中断)

**第31条** 当社は、契約者から請求があったときにおいて、本サービスの利用に支障をきたすと当社が認めた場合は、本サービスの利用の一時中断（本契約に係る設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

### (提供中止)

**第32条** 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 当社又は他の事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき。
  - (3) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき。
  - (4) 第34条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (提供停止)

**第33条** 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 契約上の債務を履行しなかったとき。
  - (2) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき。
  - (3) 金融機関等により契約者が指定した支払方法が使用できなくなったとき。
  - (4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき。
  - (5) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約等違反により契約を解除されたとき。
  - (6) 第53条（第三者利用）に定める規定を遵守しないとき。
  - (7) 別記5に定める本サービスの禁止事項を行ったとき。
  - (8) その他、当社が不適切と判断するとき。
- 2 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（本サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの提供を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 第17条（契約者の義務）の第1項各号の規定に違反したとき、又は同条第4項の規定に該当するとき。
- 3 当社は、当社と複数の本契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約に係るサービスで第17条（契約者の義務）の第1項各号の規定に違反したとき又は同条第4項の規定に該当するときは、その全ての契約に係るサービスの提供を停止することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定により本サービスの提供停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、契約者が第17条（契約者の義務）の第1項各号の規定に違反したとき又は同条第4項の規定に該当するときであって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又はおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。
- 5 本サービスの提供停止により、契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

### (利用の制限)

**第34条** 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サ

サービスの利用を制限する措置をとることがあります。また、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な本サービスの利用及び公共の利益のため緊急を要する本サービスの利用を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関以外のものによる本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。この場合において、優先的に取り扱う内容は、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記7に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 契約者が、当社サービスの提供、他の契約者のサービスの利用又は当社設備に著しい支障を及ぼしもしくは及ぼすおそれのある場合は、契約者のサービスの利用を制限する場合があります。

#### （提供の廃止）

**第35条** 当社は、業務の都合によりやむを得ず特定のサービス種別、細目、付加機能、付帯サービス等の全部又は一部を廃止することがあります。これにより、契約者又は契約者以外の第三者が何らかの損害を被ったとしても当社は一切の責任を負いません。

## 第10章 料金等

#### （料金及び工事や手続き等に関する費用）

**第36条** 当社が提供する本サービスの料金は、料金表に規定する料金とし、当社が提供する本サービスの態様に応じて、利用料及び付加機能利用料を合算したものとします。

- 2 当社が提供する本サービスに係る工事に関する費用は、料金表に規定する工事費とします。
- 3 契約者は本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

#### （月額料金の支払義務）

**第37条** 契約者は、本契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した日（提供開始日については、当社から書面等により通知します。ただし、付加機能については、当社がその付加機能の提供を開始した日とします。）から起算して、その契約の解除又は付加機能の解約があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は解約があった日が同一である場合は、1日間とします。）について、料金表に規定する料金のうち月額で規定されているもの（以下、「月額料金」といいます。）の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

- (2) 提供停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービス又は付加機能のみを全く利用できない状態（その契約に係る設備に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（ストレージ機器等に付随するコンピュータプログラムの瑕疵による場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応する本サービス又は付加機能のみについての料金。

- 3 前2項の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

#### （工事費の支払義務）

**第38条** 契約者は、本契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前に本契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下、この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。
- 3 第1項の場合において、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### （料金の計算方法等）

**第39条** 料金の計算方法並びに料金及び工事や手続き等に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

#### （割増金）

**第40条** 契約者は、料金及び工事や手続き等に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

#### （遅延損害金）

**第41条** 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合（閏年についても365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

# 第11章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

## (ソフトウェアの著作権等)

**第42条** 本サービスで使用するソフトウェア（オープンソースコード・ソフトウェアを含む）の権利は各々の著作権者に帰属するものであり、当社は契約者に対して、いかなる権利譲渡の代行を行うものではありません。

2 契約者は、本サービスで使用するソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

## (保管データの取り扱い)

**第43条** 本サービスにおいて契約者が保管したデータが、滅失、毀損、当社の責によらない漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合においても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

## (指定ソフトウェア)

**第44条** 当社は、本サービス利用のために必要な、又は適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、契約者が他のソフトウェアを用いたときは、当社が提供するサービスを受けられないことがあります。

## (データ保管エリア等の初期化)

**第45条** 当社は、契約者からの請求により、契約者のデータ保管エリア及びストレージ機器を利用開始時と同等の状態に初期化する作業を行います。契約者は、この作業を行うことにより、それ以前に当該データ保管エリア内等に蓄積されたデータ、ソフトウェア等は滅失することをあらかじめ了解の上、当社に請求するものとします。

## (運用管理・データの利用等)

**第46条** 当社は、業務上必要な復旧、保守、確認作業等を目的として、契約者のデータ保管エリア及びストレージ機器に管理者権限をもってログインできるものとします。また、当社はデータセンター設備の故障又は停止の復旧等の設備保全、サービスの維持運営のため、データ保管エリア内等のデータを確認し、又は複写、複製することがあります。

## (ソフトウェアの更新等)

**第47条** 当社は、本サービスで使用するソフトウェア等（提供ソフトウェアを含む）について、当社が必要と判断した場合は、バージョンアップや修正などの措置を実施できるものとします。この場合、契約者はその修正に応じるものとします。

2 このバージョンアップ等の作業の間に、本サービスの提供を中止することがあります。この場合には、第32条（提供中止）の規定を適用いたします。

## (データ・ソフトウェア等の消去)

**第48条** 当社は、契約者の保管したデータ等が、当社の定める基準を超えた場合、又は第33条（提供停止）第1項から第3項のいずれかに該当するときは、契約者に対し、何らの通知なく、データ等の転送もしくは配送を停止し、又は現に蓄積しているデータ等を削除することがあります。

2 当社は、前項に基づくデータ等の転送もしくは配送の停止又は削除に関し、いかなる責任も負いません。

## (解除時等のデータ・ソフトウェア等)

**第49条** 第14条（契約者が行う本契約の解除）又は第15条（当社が行う本契約の解除）により本契約が解除された場合、当社はデータ保管エリア及びストレージ機器内のデータ、ソフトウェア等を削除します。これによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

2 ストレージ機器の交換時において、撤去後の機器内に残されたデータ、ソフトウェア等については、当社は前項に準じて取り扱うものとします。

## 第12章 保守

### (修理又は復旧の順位)

**第50条** 当社は、当社の設置した設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第34条（利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる本サービスの利用を確保するため、次の順位に従ってその設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記7に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

2 当社は、当社の設置した設備を修理又は復旧するときは、暫定的にサーバー設備等を変更することがあります。

## 第13章 損害賠償

### (賠償額の予定)

**第51条** 当社の責めに帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社が契約者における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、本サービスに係る料金表に規定する月額料金（本サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る月額料金）の基本額の30分の1に利用不能の日数（24時間を1日とし、24時間を満つるごとに1日を加算します。）を乗じた額（円未満切り捨て）を当該月額料金から減額します。

### (免責)

**第52条** 第51条（賠償額の予定）の規定は、本契約に関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は、契約者、第53条（第三者利用）に規定する第三者、その他いかなる者に対しても、本サービスを利用した結果、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障などによってその結果発生する直接あるいは間接の損害（逸失利益、データの消失、事業の中断、精神的損害、第三者に対する損害賠償・損失補償を含み、これらに限定されません。以下、本条において同じとします。）及び本契約の定めに従って当社が行った行為の結果について、第51条（賠償

額の予定)の責任以外には、債務不履行、明示又は黙示の保証責任その他請求原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合には、本項は適用しません。

- 2 当社は、本サービスを提供するために必要なコンピュータプログラムの瑕疵に起因して発生する損害やそのコンピュータプログラムを当社が変更することに起因して発生する損害について、第51条(賠償額の予定)の責任以外には、いかなる責任も負いません。
- 3 契約者が、本サービスの利用にあたり、他の事業者から提供を受けている役務に起因して本サービスが利用不能となった場合、当社は、契約者が被った損害については、いかなる責任も負いません。
- 4 当社は、この約款等の変更により、契約者が設定もしくは設置したコンピュータプログラムの改造又は変更(以下、「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

### (第三者利用)

- 第53条** 契約者は、本サービスにて提供されるアカウント及びパスワードを契約者のみで利用するものとし、第三者に使用許諾、譲渡、貸与、名義変更又は担保の用に供してはならないものとします。また、本項の規定に違反して第三者に使用許諾、譲渡、貸与、名義変更又は担保の用に供した場合には、第33条(提供停止)の規定に基づいて本サービスの提供を停止することがあります。
- 2 前項の場合において、契約者が本サービスを利用させた第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、契約者は一切の折衝と賠償の責を負うものとします。この場合、当社は、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対して支払った損害費用等を契約者に請求できるものとします。

### (利用責任)

- 第54条** 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合又は契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。
- 2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は当社に対しその損害を賠償するものとします。

## 第14章 雑則

### (お客さま情報の保護)

- 第55条** 当社は、当社ホームページで公表する「個人情報保護方針」に定めるところにより、契約者にかかる情報(本サービス申込時又は本サービス提供中に、当社が契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします)を適切に取り扱います。
- 2 当社は、本サービスの提供にかかるお客さまの情報は、当社ホームページで公表する「情報セキュリティ方針」に定めるところにより適切に管理し、機密保護に努め、第三者に漏洩しないものとします。

### (承諾の限界)

- 第56条** 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるなど、本サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。
- ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

### (特約条項等)

- 第57条** 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、契約者に対して別に定める提供条件(以下、「特約条項等」といいます。)で本サービスを提供することがあります。

この場合、当社と契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

**(法令に規定する事項)**

**第58条** 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

**(第三者への委託)**

**第59条** 当社は、本サービスに関する業務を必要に応じ提携事業者を含む第三者に委託・運用することができるものとします。



## 別 記

## 別 記

### 1 氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名もしくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、当社に通知していただきます。
- (2) (1) の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2) の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 契約者からのストレージ機器の設置場所の提供等

- (1) 当社がストレージ機器を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が本契約に基づいて設置するストレージ機器に必要な電気は、契約者から提供していただきます。
- (3) 契約者は、当社のストレージ機器を設置するために特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- (4) 契約者は、当社が必要に応じて行う場合があるストレージ機器の調査等の実施に同意し、協力するものとします。

### 4 本サービスの禁止事項

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利、肖像権を侵害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (3) 他人の財産を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (4) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (5) 契約者は、本サービス利用の上でのみ知り得る情報を第三者に漏洩する行為。
- (6) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (7) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為。
- (8) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (9) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為。
- (10) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為。
- (11) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつくもしくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為。
- (12) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (13) 公職選挙法に違反する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (14) 無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為。
- (15) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、及び児童

の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。

- (16) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下、「風営適正化法」といいます。）が規定する映像送信型風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
- (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下、「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
- (18) 第三者の本サービスの利用などに支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (19) 他人の設備等又は本サービスの設備の利用もしくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為。
- (20) 当社あるいは第三者の運用する設備に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用する設備に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
- (21) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為。又は第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、及びそれに類似する行為又は関連するCGI等の設置。
- (22) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータプログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (23) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (24) Web サイトもしくは電子メール等を利用する方法により、他人のID及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為。
- (25) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤルQ2等の高額な通信回線に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータプログラムを配布する行為。
- (26) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為。
- (27) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為。
- (28) 他人のIDあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。他人になりすまして本サービスを利用する行為。
- (29) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
- (30) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為。
- (31) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (32) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
- (33) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為。
- (34) 画面上での対話の流れを妨害し又は他の利用者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- (35) 高負荷のCGI/SSIの稼働や、オンラインゲーム、2shotCHATなど別途禁止されている全ての行為。
- (36) 他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。
- (37) その行為が前各号の何れかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為。
- (38) その他公序良俗に違反し又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為。
- (39) その他法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。

(注) 契約者が禁止事項に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第33条(提供停止)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対する苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

## 5 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

## 6 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化、その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

## 7 料金請求書等の発行

当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、本サービスに係わる料金請求書等(以下、「料金請求書等」といいます。)を発行します。この場合、契約者は、料金表に定める発行料を支払っていただきます。ただし、この規定にかかわらず、料金表に定める発行料をいただかない場合があります。

## 8 支払い証明書等の発行

当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、本サービスに係わる支払い証明書等(以下、「支払い証明書等」といいます。)を発行します。この場合、契約者は、料金表に定める発行料を支払っていただきます。

# 料 金 表

## 料 金 表 目 次

通則	1 9
<b>第 1 表 料金</b>	2 1
第 1 利用料金	2 1
1 適用	2 1
2 料金額	2 3
第 2 付加機能利用料	2 4
1 適用	2 4
2 付加機能の種類等	2 4
<b>第 2 表 工事に関する費用</b>	2 6
第 1 工事費	2 6
1 適用	2 6
2 工事費の額	2 6
<b>第 3 表 事務手数料等</b>	2 7
1 適用	2 7
2 料金額	2 7
<b>第 4 表 附帯サービスに関する料金</b>	2 7
第 1 発行料	2 7

## 通 則

### (料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金は暦月に従って計算します。起算日は、暦月の初日とします。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下、「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。
  - (1) 暦月の初日以外の日には本サービスの提供の開始（付加機能の提供については提供の開始）があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日には本契約の解除（付加機能についてはその解約）があったとき。
  - (3) 暦月の初日に本サービスの提供の開始（付加機能の提供については提供の開始）を行い、その日にその契約の解除（付加機能についてはその解約）があったとき。
  - (4) 暦月の初日以外の日には本サービスの種別などの変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 第37条（月額料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
  - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 前項の規定による月額料金の日割りは暦日数により行います。この場合、第37条（月額料金の支払義務）第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

### (端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### (料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事や手続き等に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。  
(注) 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

### (料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。

### (前受金)

- 8 当社は、料金、工事に関する費用、事務手数料等及び附帯サービスに関する料金について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

### (消費税相当額の加算)

- 9 第36条（料金及び工事や手続き等に関する費用）から第38条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金及び工事や手続き等に関する費用等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。
- 10 9の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの約款に記載する税込価額が異なる場合があります。

**(料金等の臨時減免)**

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第1表（料金）、第2表（工事に関する費用）並びに第36条（料金及び工事や手続き等に関する費用）から第38条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
- 12 当社は、料金等の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことを周知します。



## 第1表 料金

### 第1 利用料金

#### 1 適用

区 分	内 容		
(1) 種別等に係る料金の適用	ア 本サービスには次表のとおり提供の形態による種別があります。		
	種 別	内 容	
	タイプ1 (ラージタイプ)	契約者の施設内に当社提供の1のストレージ機器を設置し、契約者が自己のデータをストレージ機器にバックアップできる状態に保つとともに、更にそのデータをインターネット回線等を介して当社データセンター内のデータ保管エリアに保管するもの。	
	イ タイプ1については、次表のとおり提供の形態による細目があります。		
	細 目	内 容	
	全ユーザ 向け	100GB (コース100)	1のストレージ機器を設置し、かつ契約容量が100GBまでのもの
		150GB (コース150)	1のストレージ機器を設置し、かつ契約容量が150GBまでのもの
		200GB (コース200)	1のストレージ機器を設置し、かつ契約容量が200GBまでのもの
		250GB (コース250)	1のストレージ機器を設置し、かつ契約容量が250GBまでのもの
		300GB (コース300)	1のストレージ機器を設置し、かつ契約容量が300GBまでのもの
当社回線 ユーザ 向け	400GB (コース400)	1のストレージ機器を設置し、かつ契約容量が400GBまでのもの	
	500GB (コース500)	1のストレージ機器を設置し、かつ契約容量が500GBまでのもの	
	600GB (コース600)	1のストレージ機器を設置し、かつ契約容量が600GBまでのもの	
	700GB (コース700)	1のストレージ機器を設置し、かつ契約容量が700GBまでのもの	
	800GB (コース800)	1のストレージ機器を設置し、かつ契約容量が800GBまでのもの	
	900GB (コース900)	1のストレージ機器を設置し、かつ契約容量が900GBまでのもの	

	<table border="1"> <tr> <td>1,000GB (コース1,000)</td> <td>1のストレージ機器を設置し、かつ契約容量が1,000GBまでのもの</td> </tr> </table>	1,000GB (コース1,000)	1のストレージ機器を設置し、かつ契約容量が1,000GBまでのもの
1,000GB (コース1,000)	1のストレージ機器を設置し、かつ契約容量が1,000GBまでのもの		
	<p>備考</p> <p>1 契約者は、細目の変更を行うことができます。</p> <p>2 1の契約ごとに、1の管理者ID、パスワードを提供します。</p> <p>3 全ユーザ向けとは、全てのお客さまを対象としたサービスです。</p> <p>4 当社回線ユーザ向けとは、当社が提供するSTインターネットアクセス契約（STIAサービス）、高速インターネットサービス契約（ST-WANサービス）、コンピュータ通信網サービス契約（STCNサービス）、又はその他の当社が認めた契約のお客さまを対象としたサービスです。</p> <p>5 機能等の詳細については、当社ホームページ等で定めます。</p>		
(2) 利用料の適用	サービス種別及び細目ごとに、2（料金額）に規定する料金額を適用します。		
(3) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア 本サービスの利用については、最低利用期間があります。</p> <p>イ タイプ1の最低利用期間は、1の本契約ごとに、その利用を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ タイプ1の契約者は、最低利用期間内に本契約の解除等により、本サービスの利用を終了した場合は、1の本契約ごとに、1ヶ月分の料金（利用を終了したサービスに係る2（料金額）に規定する「利用料」の額の1ヶ月分とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 当社は、ウ、エの規定にかかわらず、当社の判断により、その解除等に要する額を減額して適用することがあります。</p>		

## 2 料金額

タイプ1（ラージタイプ）

### ①全ユーザ向け

細目	料金額 [月額] (税込価格)
100GB (コース100)	40,000円 (42,000円)
150GB (コース150)	45,000円 (47,250円)

200GB (コース200)	50,000円 (52,500円)
250GB (コース250)	55,000円 (57,750円)
300GB (コース300)	60,000円 (63,000円)

②当社回線ユーザ向け

細目	料金額 [月額] (税込価格)
400GB (コース400)	62,000円 (65,100円)
500GB (コース500)	64,000円 (67,200円)
600GB (コース600)	66,000円 (69,300円)
700GB (コース700)	67,000円 (70,350円)
800GB (コース800)	68,000円 (71,400円)
900GB (コース900)	69,000円 (72,450円)
1,000GB (コース1,000)	70,000円 (73,500円)

## 第2 付加機能利用料

### 1 適用

区分	内容
(1) 付加機能の利用	当社に付加機能の利用を請求した契約者は、2 (付加機能の種類等) に定めるところにより付加機能を利用することができます。
(2) 付加機能利用料の適用	本サービスに係る付加機能について、2 (付加機能の種類等) に規定する料金額を適用します。
(3) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア 2 (付加機能の種類等) に定めるタイプ1に係る特定サービス接続機能については、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、当該付加機能の提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 当該付加機能の提供を受ける契約者は、最低利用期間内に当該付加機能の解約があった場合は、1ヶ月分の料金 (利用を終了した当該付加機能に係る2 (付加機能の種類等) に規定する料金額の1ヶ月分とします。) に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、その解除等に要する額を減額して適用することがあります。</p>

### 2 付加機能の種類等

区 分	単 位	料金額 [月額] (税込価格)
タイプ1に係る特定サービス接続機能	特定サービス（高速イーサネット網サービス（ST-WAN）契約に規定する高速イーサネット網サービスとします。以下この欄において同じとします。）と接続する機能をいいます。	1の機能ごとに  10,000円 (10,500円)
	備考	<p>ア 当社は、タイプ1に係る契約者に限り、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能は、高速イーサネット網サービス（ST-WAN）契約約款に規定する高速イーサネット網サービスの契約者に限り提供します。</p> <p>ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。</p> <p>オ 本機能において、その他の提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>

## 第2表 工事に関する費用

### 第1 工事費

#### 1 適用

区 分	内 容										
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなるストレージ機器等において行う1の工事ごとに適用します。										
(2) 工事の適用区分	<p>工事の区分は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) ストレージ機器の設置に係る工事</td> <td>タイプ1の利用開始に伴うストレージ機器の設置等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) ストレージ機器の変更に係る工事</td> <td>細目変更及びストレージ機器の設定変更等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 本サービスの利用の一時中断に係る工事</td> <td>本サービスの利用の一時中断の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(エ) 利用の一時中断をした本サービスの再利用に係る工事</td> <td>本サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適用	(ア) ストレージ機器の設置に係る工事	タイプ1の利用開始に伴うストレージ機器の設置等の場合に適用します。	(イ) ストレージ機器の変更に係る工事	細目変更及びストレージ機器の設定変更等の場合に適用します。	(ウ) 本サービスの利用の一時中断に係る工事	本サービスの利用の一時中断の場合に適用します。	(エ) 利用の一時中断をした本サービスの再利用に係る工事	本サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。
工事の区分	適用										
(ア) ストレージ機器の設置に係る工事	タイプ1の利用開始に伴うストレージ機器の設置等の場合に適用します。										
(イ) ストレージ機器の変更に係る工事	細目変更及びストレージ機器の設定変更等の場合に適用します。										
(ウ) 本サービスの利用の一時中断に係る工事	本サービスの利用の一時中断の場合に適用します。										
(エ) 利用の一時中断をした本サービスの再利用に係る工事	本サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。										
(3) 工事費の減額適用	当社は、上記の(1) 工事費の適用の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。										
(4) 工事費の適用除外	<p>ア 当社は、上記の(1) 工事費の適用の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費を適用除外することがあります。</p> <p>イ 付加機能の解約に係る工事について、本契約の解除と同時に行う場合には、2(工事費の額)の規定にかかわらず、付加機能の解約に係る工事費の支払いを要しません。</p> <p>ウ 付加機能のみの解約に係る工事については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、付加機能の解約に係る工事費を頂かない場合があります。</p>										

#### 2 工事費の額

工事の種類	単位	工事費の額 (税込価格)
ストレージ機器の設置に係る工事	1の工事ごとに	50,000円(52,500円)
ストレージ機器の変更に係る工事	1の工事ごとに	30,000円(31,500円)
本サービスの利用の一時中断に係る工事	1の工事ごとに	10,000円(10,500円)

備考 1 上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。 2 本サービスの利用の一時中断に係る工事費については、再利用に係る工事費を含むものとします。
--

### 第3表 事務手数料等

#### 1 適用

区 分	内 容
(1) 事務手数料等に係る料金の適用	ア 本契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。 イ 契約者からの請求により、種別もしくは細目の変更を行う場合は、契約者は2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払を要します。 ウ 契約者からの請求により、付加機能の提供の開始、変更又は解約を行う場合は、契約者は2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。
(2) 事務手数料等の適用除外又は減額等	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。

#### 2 料金額

種 別	単 位	料金額（税込価格）
契約事務手数料	1の契約ごとに	2,000円（2,100円）
備考 1 同時に2以上の契約を行う場合には、1の契約を除く他の契約については、契約事務手数料をいただかない場合があります。 2 付加機能の提供の開始、変更又は解約を行う場合には、契約事務手数料をいただかない場合があります。 3 当社は、当社の判断により、契約事務手数料をいただかない場合があります。		

### 第4表 附帯サービスに関する料金

#### 第1 発行料

区 分	単 位	料金額（税込価格）
料金請求書等発行料	1の料金請求書等の発行ごとに	300円（315円）
支払い証明書等発行料	1の支払い証明書等の発行ごとに	300円（315円）

備考

- 1 当社は、料金請求書等を1の本契約ごとに発行します。
- 2 当社は、支払い証明書等を1の本契約ごとに発行します。
- 3 当社は、当社の判断により、発行料をいただかない場合があります。
- 4 支払い証明書等の発行について、契約者と当社間の契約内容によっては発行できない場合があります。

## 附 則



## 附 則

### (実施期日)

- 1 この約款は、平成25年6月1日から実施します。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この約款は、平成26年10月1日から実施します。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この約款は、平成27年10月1日から実施します。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この約款は、平成29年6月15日から実施します。

### (整理品目に関する経過措置)

- 2 タイプ2（スモールタイプ）については、平成29年6月15日をもって新規申込受付を停止し、平成29年12月31日をもって提供を終了するものとします。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この約款は、平成30年1月1日から実施します。

### (提供の終了)

- 2 タイプ2（スモールタイプ）については、平成29年12月31日をもって提供を終了します。